

一色ケアステーション運営規程

(指定居宅介護支援事業所)

(事業の目的)

第1条 医療法人深見十全会が開設する一色ケアステーション（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

- 2 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行う。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を配慮し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 4 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等の連携に努める。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 一色ケアステーション
- (2) 所在地 愛知県西尾市一色町松木島中切2 2 3 番地 5

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 管理者 1名（常勤兼務職員＜主任介護支援専門員と兼務＞）
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとするとともに、自らも指定介護支援の提供にあたるものとする。

- 2 主任介護支援専門員 1名（常勤兼務職員＜管理者兼務＞1名）
介護支援専門員 2名以上
（常勤専従1名以上、非常勤専従1名以上）
主任介護支援専門員および介護支援専門員は指定居宅介護支援の提供にあたる。
担当者不在時は相互にケースを補い、協力しあうこととする。
給付管理等必要な事務を行う。

<組織図>



(営業日及び営業時間)

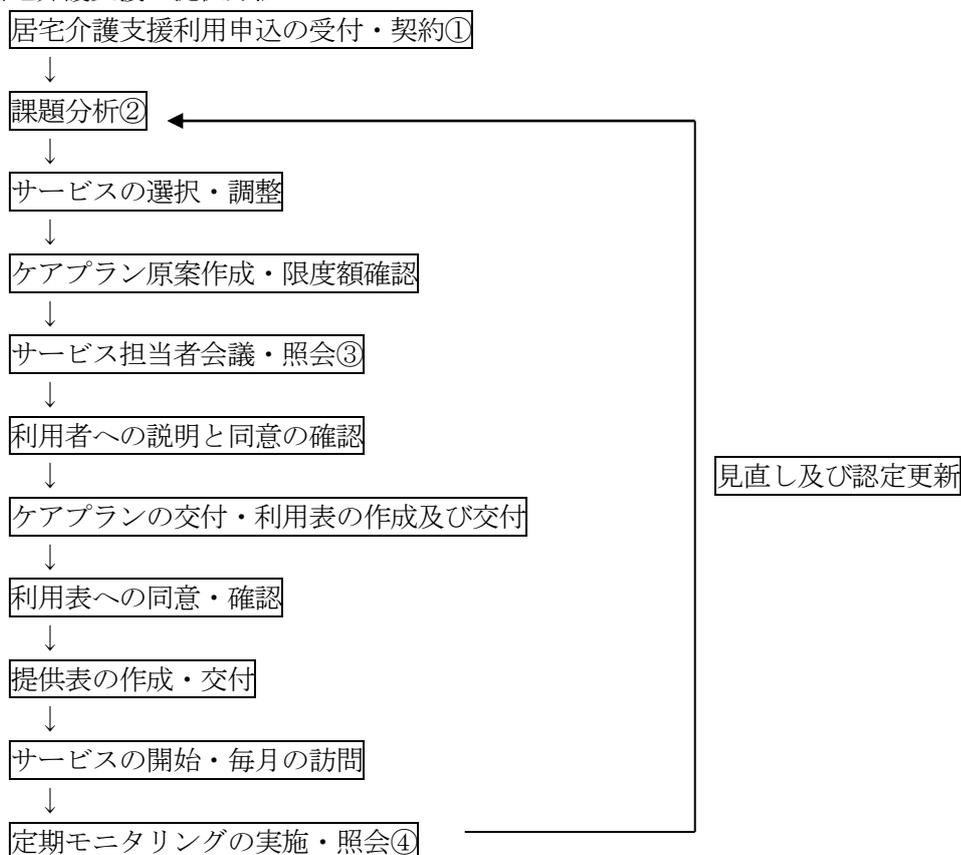
第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日および、8月13日から15日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は介護保険制度の介護報酬の告示上の額とする。

・居宅介護支援の提供方法



- | | |
|--------------------------|------------------------------------|
| ①利用者の相談を受ける場所 | 利用者宅、入院入所等状況に応じ第3条に規定する事業所内・病院・施設等 |
| ②使用する課題分析票の種類 | インターライ方式アセスメント、または愛介連版アセスメント方式 |
| ③サービス担当者会議開催場所 | 利用者宅、入院入所等状況に応じ第3条に規定する事業所内・病院・施設等 |
| ④介護支援専門員のモニタリングの記録 | 1ヶ月に1回 |
| ⑤介護支援専門員の居宅訪問頻度 | 最低月1回 |
| ⑥介護支援専門員（常勤）1人あたりの担当件数上限 | ケアプラン44件/人 |

*非常勤については、勤務時間に応じた件数にて対応。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。尚、自動車を利用した場合の交通費は次の額を徴収する。

①事業実施区域を超えた地点から片道 15 km未満 200 円

②事業実施区域を超えた地点から片道 15 km以上 300 円

3 第 2 項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けるとする。

（通常の事業の実施地域）

第 7 条 通常の事業の実施地域は、西尾市一色町・吉良町・鳥羽町・寺部町・西幡豆町・東幡豆町（一色町佐久島を除く）とする。

（事故発生時の対応）

第 8 条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等、管理者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、また原因を解明し再発防止策を講じなければならない。

（苦情解決）

第 9 条 事業所は、提供した事業にかかる利用者からの苦情に迅速且つ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出の求め等に応じるとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、該当指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（虐待防止のための措置）

第 10 条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止する為、次の各号に掲げる措置を講じる。

①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

②虐待防止のための指針を策定する。

③従業者に対し、虐待の防止の為の研修を定期的開催する。

④虐待防止に関する責任者を置く。

⑤権利擁護・成年後見制度等の周知と利用の支援。

（身体的拘束等の適正化）

第 11 条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

（感染症対策）

第 12 条 事業所は、感染症の発生およびまん延を防止する為、次の各号に掲げる措置を講じる。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- ③事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- ④従業者の健康状態および清潔の保持について、必要な管理を行う。
- ⑤事業所の環境・設備および備品等について、衛生的な管理に努める。

(事業継続に向けた取り組み)

- 第13条 事業所は、感染症や災害が発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じる。
- 2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(ハラスメントの防止)

- 第14条 事業所は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的關係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(その他の運営についての留意事項)

- 第15条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。
- ①採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - ②継続研修 年1回
 - ③その他研修 随時
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であつた者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人深見十全会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する
この規程は、令和6年4月1日から第21回改定する。

文書改定・変更一覧表

| | |
|----------|-------------------|
| 施行 | 平成 12 年 4 月 1 日 |
| 第 1 回改訂 | 平成 13 年 4 月 2 日 |
| 第 2 回改訂 | 平成 13 年 6 月 1 日 |
| 第 3 回改訂 | 平成 15 年 3 月 1 日 |
| 第 4 回改訂 | 平成 17 年 4 月 1 日 |
| 第 5 回改訂 | 平成 18 年 4 月 21 日 |
| 第 6 回改訂 | 平成 18 年 6 月 21 日 |
| 第 7 回改訂 | 平成 18 年 6 月 30 日 |
| 第 8 回改訂 | 平成 18 年 8 月 1 日 |
| 第 9 回改訂 | 平成 19 年 10 月 1 日 |
| 第 10 回改訂 | 平成 20 年 3 月 21 日 |
| 第 11 回改訂 | 平成 21 年 4 月 1 日 |
| 第 12 回改訂 | 平成 22 年 9 月 21 日 |
| 第 13 回改訂 | 平成 22 年 10 月 21 日 |
| 第 14 回改訂 | 平成 22 年 12 月 21 日 |
| 第 15 回改訂 | 平成 25 年 6 月 1 日 |
| 第 16 回改訂 | 平成 27 年 9 月 1 日 |
| 第 17 回改定 | 平成 28 年 2 月 1 日 |
| 第 18 回改定 | 令和 2 年 6 月 1 日 |
| 第 19 回改定 | 令和 2 年 10 月 1 日 |
| 第 20 回改定 | 令和 3 年 4 月 1 日 |
| 第 21 回改定 | 令和 6 年 4 月 1 日 |